

船舶インシデント調査報告書

令和3年12月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和3年2月14日 11時50分ごろ
発生場所	島根県松江市黒島北西方沖 美保関灯台から真方位298° 2.0海里付近 （概位 北緯35° 35.0′ 東経133° 17.4′）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{オリブ} Oliveは、漂流中、機関が故障し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年6月28日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート Olive、3.6トン TT3-9357（漁船登録番号）、個人所有 第271-30593号（船舶検査済票の番号） ディーゼル機関、4サイクル、出力169.20kW、連続最大回転 数毎分3,600、使用燃料軽油、6気筒、ボア及び製造年月日不 詳
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が、1人で乗り組み、釣りの目的で、機関を中立運転として漂流中、潮登りをしようクラッチを前進としたところ、機関の前後進ができなくなり、運航不能となった。 本船は、船長が海上保安庁に救助を要請し、巡視艇にえい航されて帰港した。 本船は、本インシデント後、機関修理業者が点検を行ったところ、‘アウトドライブクラッチ用作動油のこし器’（以下「本件こし器」という。）がゴミ等で目詰まりしていることが分かった。 本船は、平成27年11月ごろに中古で購入され、その後本件こし器の清掃が行われていなかった。
分析	本船は、平成27年11月ごろに中古で購入され、その後本件こし器の清掃が行われていない状態で、中立運転として漂流中、本件こし器がゴミ等で目詰まりしたことから、クラッチの操作ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、平成27年11月ごろに中古で購入され、その後本件こし器の清掃が行われていない状態で、中立運転とし

	<p>て漂泊中、本件こし器がゴミ等で目詰まりしたため、クラッチの操作ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、アウトドライブクラッチ用作動油のこし器の点検及び清掃を定期的に行うこと。